

受動喫煙防止対策の推進を求める意見書

受動喫煙を防止するには、たばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが何よりも重要です。

この点については、厚生労働省喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書、いわゆるたばこ白書において、喫煙者本人への影響として、肺がん、喉頭がん、胃がん等に加え、循環器疾患、呼吸器疾患等との因果関係があること、受動喫煙についても、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中等との因果関係があることが示されています。

また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数が年間約1万5,000人に及ぶとの推計を公表しています。

こうしたデータがあるにもかかわらず、我が国の受動喫煙防止対策は世界保健機関（WHO）により最低レベルと判定されており、現状を脱する取り組みが急務と言えます。

よって、国会及び政府は、国民の健康を最優先に考えて、受動喫煙防止対策を推進するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 受動喫煙について罰則付きの規制を図るため、早急に健康増進法を改正すること。
2. 受動喫煙の規制内容については、屋内の職場や公共の場を全面禁煙とするよう求める「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
3. 屋内における受動喫煙の規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙防止対策を講じること。
4. 受動喫煙の規制について検討するに当たっては、各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を図ること。
5. 受動喫煙の規制を実施するに当たっては、実施までの準備や周知の期間を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年9月22日

枚方市議会議員 福留利光

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣